

次に附則は、減額規定は四十七年度分の保険料から適用して外国人の国保加入につきましては、十月一日から適用するという規定を、ここに設けてゐるわけでございます。

なお参考までに、この条例の改正案につきましては、九月十三日の国保運営協議会においても各委員のご了承を得ており、このことを報告いたしたいと思います。

議長(末次 性男君) 以上で提案理由の説明を終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

十五番(岩田 博 君) 厚生委員長という立場からいうとおかしいんですか、これは町の条例であって、この第三条の一と二の、これは正規の国名じゃないかと思うんですか、これで通るんですか、普通、大韓民国とか、朝鮮民主主義人民共和国とか、中華人民共和国とか、あるんですか、それはどうなんですか、ちよっと、私も勉強不足なんで、お尋ねいたします。

市民課長(森田 武君) ただいまのご質問の件ですが、確かに条例、法律とか条例には、正規な国名でないと使えないわけでございます。

(「これで通るのですか」という者あり)

朝鮮につきましては、確かに正確の国名ではないかもしれませんが、そのために外国人登録法の登録原票の国籍に表示されております。表示に該当する者が、被保険者というような、いいまわし方にしたわけでございます。でありますから、ここにありますような朝鮮というようなことは、登録原票の国籍欄に表示してある用語であるというように、解釈していただきたいと思います。

十五番(岩田 博君) そうすると外国人登録に表示してある韓国、朝鮮、中国と表示してあるのか、それならそれでいいが、つねに厚生委員会には付託されるのでよく検討してみたいと思います。

議長(末次 性男君) 以上で質疑を終ります。

十二番(森田 秀雄君) この際動機を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第廿四号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。(賛成と呼ぶ者あり)

議長(末次 性男君) おはかりいたします。ただいま森田秀雄君

から本案は厚生委員会に付託し審査せしめられた旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。

よって議案第六十四号は厚生委員会付託することに決
定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第五議案第六十五号福生市老人
福祉手当条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます、
福祉事務所長 木村 猛君

(福祉事務所長 木村 猛君 登壇)

福祉事務所長(森田 猛君) 議案第六十五号福生市老人福祉手
当条例につきまして説明申し上げます。

今回ここに提案申し上げました牛当につきましては、東京都
と区、市町村が一体になりまして、六十五歳の以上のいわゆる寝た

きり老人をかかえている家庭につきまして、その精神的な苦
痛、それからまた本人はもちろんでございますが、なかまたへ
んであるというようなことで、東京都が三十四の源資を出し、
区、市町村が事務費を出してやろうというもうでござります、
支給要件第二条以下にありますか、一応臥床にある六十五歳
以上の老人というふうに規定してあるわけでございます。

常時臥床が六カ月以上、それからお病気で倒れまして、こ
れからも六カ月以上続くであろうと思われるものについて、該当
するわけでございます。ただし所得制限があるわけでござい
まして、その人の前年の所得につきまして、所得税が課せられた
とき、それからまた、市民税を課せられたときは、支給ができ
ないということになります。たとえば本年の場合には年
収三八万円以下であれば、所得税は課せられなくてござい
ます、それ以上の方は適用除外ということになるわけでござい
ます。それから、市の規則に定める施設に収容した場合は、
これは支給しない、と申しますのは、老人ホームとか、それから

身体障害者の厚生施設、精神薄弱者援護施設、それから癩病関係もあるわけでございますが、これら等に対しては、老人ホームにつきましては日用品費、それほか東京都から、毎月お小遣いとして二十四支給されるとか、精神薄弱の援護施設の場合には、やはり日用品費として、月額五千四百円支給されるというふうなことがあるわけでございます。

それでそういうものは支給しないというのが、この三点でございます。支給の時期は認定をいたしました月に始まりそれから転出あるいは死した月まで支給するというところでございます。

それから東京都の区市町村の中に、これと同じような手当を支給しているところもあるわけでございます。

この点につきましては、この手当をもって、ほか単独でやっているものは廃止するというふうなことで、これに移り変わるというふうな意味でございます。ここに第六条にもございますが、三月以内に——ということでございます。本来ならば、たとえば出生地とか、住民登録の場合、二週間、十四日以内となっておりますが、

老人で寝たきりという関係がありますから、一応三月以内に申請をいたしますれば、その前にさかのぼって支給するというところもあるわけでございます。それでこの支払いの時期につきましては、毎年四月、八月、及び十二月の年三回を四ヵ月分ずつ支給しようとするものであります。

支給の資格の消滅は、死亡したときとか、支給要件をはずれたとき、手当の辞退を申し出たときというふうなことになるわけでございます。

それで付則といたしましては、四十七年の十月一日からこれを適用いたしました。なお四十八年の二月二十八日まで、十月一日に該当する方は、申請をしていたいただきますれば、十月一日にさかのぼってこの手当を支給しようとするものでございます。以上非常に雑はくを説明でございますが、ぜひ慎重、審議の上、原案可決されることをお願いいたします。説明を終らせていただきます。

議長（末次性男君）以上で提案理由の説明を終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番（松山清君）大変結構な条例だと思つておられます。しかし若干聞いてみますと、いま所長も説明したんですけれども、東京都と福生市が、一体となってやるんだということなんですけれども、実際にこの三十円の持ち分として東京都が全部持つてゐるわけですね。いろいろ三、三聞してみますと、たとえば、羽村町あたりは、三十円に町の一般財源としてうわのせして五十四円というふうなことで出しているというふうに聞いてゐるわけですね。そういう点で、常々理事者も福祉の面に力を入れていきたいというふうなことをなうてやっているわけなんです、もうちょっとこれに一般財源から事務費にだけやなくて、いろいろあると思うんですけれども、うわのせして市としても、この半分に上積みするというような考えはあるのか、なお聞きたい。

○福祉事務所長（森田猛君）松山清君にお答えいたします。うわのせの件でございますが、たとえば生活保護家庭の場合など問題が残っているものがあつたわけでございます。と申しますのは、

福生市議会

生活保護家庭で、並通の病院等に入院している場合も支給されます。ところが三十円という額になりますと、その収入を認定するかどうかというふうな大きな問題がまだ残されております。これは東京都が厚生省と現在かけてあつておまして、ぜひ収入認定をしないで、そのまま実質的に収入になるようにということとで東京都のほうでやっておるわけでございますが、これが実際の支給時期につきましては、一月に全額の四分の一の三ヶ月分を支給するわけでございます。それと同時に東京都といつても、しかも、この会議が相対何回もなれて、非常に問題になつたわけでございますが、その準則等がございまして、ぜひこの額で一応やつてもらいたいということでございます。と申しますのは、東京都がこういうふうな制度を作りまして、その上にさらにたまたまうわのせをということがあると、せっかく条例等につきまして、各市町村の財政状況等もあるのを迷惑をかけてはいかんということ、当初におきましては、これでぜひうわのせをしないでやつてもらいたいというふうな関係があつたわけでございます。

われわれの考えといたしましても、いまの質問があった点につきまして、
しては十分考慮いたしまして、今後のことを決めていきたいと思ってい
る次第でございます。

○十番（松山清君）要望として、近隣市町村などのデータをもとめて、羽村町ではうわやせて五千円出たというふうに聞いているんで、その辺の事情を調べてもらってぜひデータとして出してほしいと思うわけです。その他の要望として、住民にアラスカになる方向で、ぜひ取り組んでいってほしいと思います。

議長（末次性男君）以上で質疑を終ります。

○十三番（森田秀雄君）この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第六十四号については厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よって議案第六十五号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君）

日程第六議案 第六十六号 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算第三号を議題といたします。

朗読と省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

企画調査室主幹 生子国利君。

（企画調査室主幹 生子国利君 登壇）

○企画調査室主幹（生子国利君）昭和四十七年度福生市一般会計補正予算第三号について説明申し上げます。

予算内容説明に入る前に補正予算の必要理由につきまして一応述べさせていただきます。

昭和四十七年度も前半期より後半期の行政に移ろうとしております。際、国、都におきまして市が計画事業並びに行政の一部に対し補助額の決定がなされたこと、新規政策に基く補助金並びに負担金が新たに交付決定がされたことに伴いまして、予算化の必要が生じたこと、また市独自によりまして今後行政運営上緊急を要する事業費と、特に必要な行政経費のみに限定した予算措置が今回の補正予算の骨子という理由に

なっております。

次に一ページから内容の説明をさせていただきます。

まず一ページの第一条でございますが、今回三千九百五十九万三千円を追加したとして総額を二億五千九百三十九万三千円と定めようとするもので、なお二ページにつきましては順次説明をしてまいりたいと思っております。

次に二ページを御開きいただきたいと思っております。

まず歳入からの説明申し上げます。交通安全対策特別交付金につきましては補正額四百十三万三千円の追加であり、この交付金は承知の通り交通違反に対する反則金の配分でございまして、交通事故など、発生件数によつて配分されるもので、四十七年度の確定が六百六十三万三千円と決定されましたわけでございまして、次に国庫支出金につきましては追加補正額は三千四百二十六万四千円であり、合計二億八千六百十九万九千円と相なり、内訳といたしましては国庫員担金が三十七万円の追加でありまして身体障害者施設収容員担金と老人保護並びに入院助産措置

費の四十六年度分の精算による収入であります。

次に補助金につきましては申し上げてみますと、三千五百六十九万の追加

補正であります。内容といたしましては市立福生第六小学校増

築事業補助金が主たるもので、今回文部並に防衛の両補

助金が内定あるのは決定されましたが収入の補正を行なうものでござ

います。そのほかといたしましては、仮称市民体育館建設費

に対する国の補助額の改正によりまして、四十六年度までは一施設四百

二十万円でございましたものが、四十七年度より一千万円に改定と相ります

たので、追加分の五百八十九万円を今回追加いたしましたので、既設の予算と

合算をしまして一千万円を予算化するものでございします。

また消防施設整備補助といたしまして、防災貯水槽新設事

業の補助率の改正によりまして、いままで三分の一が、本年度から

三分の二に相りましたのでその差額金を追加することと、消防車の

購入補助金の二つをございします。

次に都支出金につきましては四百六十九万四千円を追加補正いたし

まして、合計が一億七千七万六千円と相なり、内訳といたしましては、

まず負担金の関係の二十七万四千円の追加額であります。これはさきほど上程審議いたしました福生市老人福祉手当条例に基きます。四十七年度分の三ヶ月分、さきほどの一人月三千円、約二十五名分を予定して、それだけの負担金を歳入としてとてやります。なお、そのほか老人家庭奉仕員の賃金の改定によりまして、現在まで月約四万八千円が今回の改定によりまして五万三千円に上った差額五千円の三分の二の負担金の十一ヶ月分を見込んでやります。

それから次に補助金でございますが、補助金につきましては四百四十三万三千円の追加でありまして、追加の内訳といたしましては、震災時にあける初期消防力強化をけるため四十七年度から四十九年度までの三カ年にわたり消火器の配備をしようとするものを、対象は地域配備と生活保護世帯を対象としてあり、配備計画基準によりまして、全市の配備数は五百本と相なります。したがって四十七年度は三分の一の百六十本が今回の補助対象となりまして、一本一万円といたしまして百六十万円が補助収入であります。

この補助金は、市町村の新興交付金特定分として金額補

助となっております。

また教育関係におきましては、中学校に対する一校一台のカラータビの補助金と青少年対策事業として計画中であります牛浜地区の児童遊園に対する工事費補助金三分の二、それと国庫補助金と同様に、消防貯水槽並びに消防車購入の補助金及び市道五二一号線舗装事業に対する追加補助金が主たるものとなっております。

次に財産収入でございますが、財産売却収入といたしまして、これは十六万円の追加でございますが、土地売却収入で中福生の駐在所から永田に通する三二七号線の新設当時における関連のあります、院道敷の松ソタゲの今回の収入でございます。諸収入につきましては、雑入が昭和四十六年度の児童保育事業委託料の精算によるもので、これは社協より返還されて歳入といたしてあるものであります。

以上が歳入につきましての説明でございます。次に三ページをお開きいただき、と思っております。

三ページの歳表について説明申し上げます。総務費につきましては、八十八万八千円の追加補正をいたし、二億四千六百五十八万四千円と相なるわけでありまして、今回は総務管理費のみの補正でありまして、市有地であります空地の草刈り委託料並びに交通安全対策としての赤色回転灯の設置工事及び、職員の仕事服の購入、代等が主たるものになつております。

次に民生費につきましては、五百八十一万三千円の追加でありまして、まず社会福祉費につきましては歳入の説明をいたしまして、老人福祉手当の支出予算化と老人福祉関係の追加及び福祉会館の消防施設改修工事費及び年度経過後による精算による返還金等が主たる追加の補正であります。

次に児童福祉費につきましては、八十二万八千円の追加でありまして、主たるものは児童手当の四十六年度実績に基く国、都に対する返還金五十六万五千円と病欠代替保母委託料となつております。次に生活保護費につきましては、三百四十一万円の追加でありまして、金額が四十六年度精算による、やはり国、都に返還する費用

でございます。

次に衛生費について申し上げます。衛生費につきましては、百十万円の追加補正でありまして、これは清掃費に対する追加補正で各地域希望によりまして塵芥収集に必要なタストボックス五十個分の購入費であります。

土木費について説明申し上げます。今回一千一百七十五万八千円の追加をいたし、合計四億三千八百万四千円となり、追加補正の内訳をいたしましては、橋梁費に対し一千六十五万八千円を追加し、内容としては道路維持に必要な原料と舗装用の乳剤散布機の購入代、それと工事請負費にあり、計画道路事業費の不足分の補正と、それから新規路線の改良及び下の川や柵渠の補修、それから工事費の追加でございます。これらの新設改良に伴う耕作物の補償費の追加も含んであります。

なお交通安全対策としての本年度の補助金も決定いたしました。によりまして、事業の追加が今回の費用の主たるものになつております。都市計画費につきましては、追加額が百十万円でございまして、これは

歳入で申し上げました。青少年対策事業費としての牛浜地区に
新設計画中でござります。児童公園の整備工事費と同園の開園に
対する補償費の追加でござります。

消防費につきましては二百三十万円の追加補正であります。新規
に設置しようとする消火栓五基分の設置委託料と、これは水道
課に委託するわけでござります。それと歳入で説明申し上げます。

防災用消火器購入代 百六十基分でございます。
次に教育費につきましては一千六百八十八万八千円の追加補正であり
まして、小中学校にあきましては一千五百五十八万八千円の追加で内容と
いたしましては、第六小中学校増築工事の追加分で六小増築は二年
継続の計画であります。防衛対象工事につきましては二カ
年分と単年度にあき補助することになりまして、これを
予算化したこと、その他につきましては六小増築に伴います
設計管理が主たるものになっております。それから中学校に
つきましては五十万円の補正でござります。内容といたしましては
さきほど申し上げました通り、中学校各一校ずつのカラーテ

レートの購入代でござります。都の補助金が二分の一、市が負担金が一
分の支出、これを購入いたします。購入費その他理科教材備品等の
購入代はなっております。またこのほかには予算の中に入っておりますけ
れども、仮称市民体育館の建設費に対する国庫補助の改正によ
りまして歳入増の五百八十八万円の一般財源が振替になっております。
それから予備費につきましては計数整理と今後行政事情を考慮
いたしまして追加補正を行なうものでござります。

歳入にあきましては以上のよう内容でござります。

以上としまして歳入の説明を終らせていただきます。はなはだ雑
ぱんな説明ですが、慎重審議の上ご可決をお願いして終了します。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明を終りました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関 米吉君） ちよとお尋ね申し上げますが、国庫支出金の

国庫補助金、市立第六小中学校に対する増築事業補助金として
文部、防衛が決定または内定したと言いましたけれども、文部と
防衛とどちらが決定でどちらが内定なんですか。その点一つ説明

願ひ。二百五十万円の交通安全施策の設備工事の大きなところの説明を一つしていただきたいと思います。

企画調査室主幹（生子国利君） 第一点の六丁の文部、防衛の関係でござりますが、文部補助につきましては決定でございます。それから防衛補助につきましては現在内定で一応少くは決つてきておりますけれども、さらに決定内容その他を審査いたしますと、最終決定は恐らく来年近くなるんじゃないかと思つてます。精算によつて行なわれますので、一応内定と、それから次の二百五十万円の交通安全対策費に対する追加分でござりますが、これは建設課長から計画を説明していただきたいと思います。

建設課長（古谷徳男君） 十五ページの交通安全対策費の二百五十万円につきまして概略をご説明申し上げます。

場所は清水坂の両側に側溝があつてふたがしてありますが、自動車を通りますとふたがこわされる心配があります。現に何枚かこわれてあります。自動車が入らないようにあそこへ歩道を兼ねまして緑石を両側に並べたいということです。それから能利神社

のちうと先、これは市道十三号線ですけれども、田んぼへ降りる道があるんですがその石垣が非常にふらんできて危ないのでその付近にガードレール。それから警察からもこれはあつたんですが、内六の十字路の信号機がありますところから国道十六号へ抜けます市道十四号線、これも国道に向つて左側に側溝があります。それに排水をかりたいと、それでふたを標準歩道的なものにしたい。このような計画でございます。

以上、大まかな工事はこの程度でございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

十九番（大野行夫君） ただいま主幹からの説明の中で、下の川の一部補修をしようという説明がありましたが、下の川自体の改修というものを考へてゐるかどうかお願ひいたします。

建設課長（古谷徳男君） 下の川自体の改修のことではございますが、今回の工事につきましては暫定的にあそこに橋がかかつてありますのが基地排水のはけ口からの流水によりまして崩れたということ、かねてから工事したいということで部分的にあそこをやることになつておりますが、